

投資信託に関する監督指針の改正に
ついて

投資信託に関する監督指針の改正について

- 金融庁としては、一層の適切な販売・勧誘を促進するための具体的な取組みとして、先般(平成24年2月15日)、投資信託の販売・勧誘等に関する監督指針の改正を公表したところ

- 監督指針改正の主な内容は、以下のとおり。
 - ① 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への勧誘・販売時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。

 - ② 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象が発生し、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。また、投資信託委託会社は、市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。

 - ③ 元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。

 - ④ 契約締結前交付書面の交付の際に、金融ADR制度についての説明を行っているか。また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

 - ⑤ 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。

 - ⑥ 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、顧客カードについては、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード

等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。また、顧客の申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握した場合には、顧客カード等の登録内容の変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ-2 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ-2-3 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ-2-3-1 適合性原則</p> <p>金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。</p> <p>そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底</p> <p>イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等についても、<u>投資勧誘に当</u> <u>たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職</u> <u>員に徹底しているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ-2 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ-2-3 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ-2-3-1 適合性原則</p> <p>金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。</p> <p>そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底</p> <p>イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握する ため、顧客カード等については、顧客の投資目的・意向を十分に 確認して作成し、顧客カード等に登録された顧客の投資目的・意 向を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。また、顧 客の申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握 した場合には、顧客カード等の登録内容の変更を行い、変更後の 登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、投資 勧誘に当たっては、当該顧客属性等に即した適正な勧誘に努める よう役職員に徹底しているか。</p> <p>ロ. 元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、<u>通貨選択型</u> <u>ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職に</u> <u>よる承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>② (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。 (注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) 説明態勢に関する主な着眼点 ① (略) ② 適切な商品・サービス説明等の実施 イ～ホ (略) (新設)</p> <p>へ・ト (略) ③・④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ-2-5-2 金融ADR制度への対応</p>	<p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。 (注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) 説明態勢に関する主な着眼点 ① (略) ② 適切な商品・サービス説明等の実施 イ～ホ (略) へ. 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。 また、投資信託委託会社（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。Ⅵ-2-3-4において同じ。）は、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。 ト・子 (略) ③・④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ-2-5-2 金融ADR制度への対応</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-2-5-2-1 指定ADR機関が存在する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 なお、「Ⅲ-2-5-1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>① 総論 イ. (略) ロ. 公表・周知・顧客への対応 a. (略) (新設)</p> <p>b. (略)</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-2-5-2-2 指定ADR機関が存在しない場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、</p>	<p>Ⅲ-2-5-2-1 指定ADR機関が存在する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 なお、「Ⅲ-2-5-1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>① 総論 イ. (略) ロ. 公表・周知・顧客への対応 a. (略) b. <u>契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。</u> <u>また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。</u> c. (略)</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-2-5-2-2 指定ADR機関が存在しない場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「Ⅱ-2-5-1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項</p> <p>イ. 周知・公表等</p> <p>a. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b. (略)</p> <p>ロ. (略)</p>	<p>業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「Ⅱ-2-5-1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項</p> <p>イ. 周知・公表等</p> <p>a. (略)</p> <p>b. <u>契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。</u></p> <p>また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。</p> <p>c. (略)</p> <p>ロ. (略)</p>
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>投資信託の勧誘に係る留意事項</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(4) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（金商業等府令第123条第1項第11号に規定する有価証券をいう。（4）において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>(5) ・ (6)（略）</p> <p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p>	<p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部に拡大しに相当する場合があることを、顧客（特定投資家を除く。②において同じ。）に分かり易く説明しているか。</p> <p>② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。</p> <p>(5) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（金商業等府令第123条第1項第11号に規定する有価証券をいう。（5）において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>(6) ・ (7)（略）</p> <p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②、III-2-8（3）及びIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）か</p>	<p>(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部に充当する場合があることを、顧客（特定投資家を除く。②において同じ。）に分かり易く説明しているか。</p> <p>② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②、III-2-8（3）及びIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）か</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>ら（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（4）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、III-2（III-2-5-2、III-2-5-3及びIII-2-6（1）②を除く。）、IV-3-1（IV-3-1-2（2）、IV-3-1-3（1）及び（2）並びにIV-3-1-6を除く。）並びにIV-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、IV-3-1-2（4）の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同（4）③イ及び口の理論価格、並びに同（4）③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>	<p>ら（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（5）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、III-2（III-2-5-2、III-2-5-3及びIII-2-6（1）②を除く。）、IV-3-1（IV-3-1-2（2）、IV-3-1-3（1）及び（2）並びにIV-3-1-6を除く。）並びにIV-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、IV-3-1-2（5）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>